

【表1】 関税関係帳簿の電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム(COM)による保存等の要件

項番	保存要件	関税法 施行規則	優良帳簿 ※1、2		優良以外の帳簿	
			電磁的記録	COM	電磁的記録	COM
1	システム関係書類等(システム概要書類、システム開発に際して作成した書類、システム操作説明書、電子計算機処理及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類)の備付け	10I① (法12条の2 Ⅲ①・②)	○	○	○	○
2	① 電磁的記録の保存場所への電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作説明書の備付け ② 電磁的記録の記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力可能	10I② (法12条の2 Ⅲ①・②)	○	○	○	○
3	税関職員による電磁的記録の提示・提出の要求に対応可能	10I③	— ※4	— ※4	○ ※6	○ ※6
4	COMの作成・保存に関する事務手続に関する書類の備付け	10の2I①イ	—	○	—	○
5	COMの保存義務者(法人の場合は、帳簿保存事務の責任者)による電磁的記録が真正に出力されCOMが作成された旨を証する記載及びその氏名、COMの作成責任者の氏名並びに作成年月日が記載された書類の備付け	10の2I①ロ	—	○	—	○
6	① COMの保存場所へのマイクロフィルムリーダープリンタ及び操作説明書の備付け ② COMの内容を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力可能	10の2I②	—	○	—	○
7	① 電磁的記録の記録事項の訂正削除履歴を確認可能 ② 通常の業務処理期間の経過後の入力履歴を確認可能	2IV①イ (2IV②イ)	○	○	—	—
8	関税関係帳簿に関連する関税関係書類との相互関連性を輸入の許可書の番号その他の記録事項により明らかであるよう整理すること	2IV①ロ (2IV②イ)	○	○	— ※6	—
9	電磁的記録の記録事項に係る検索機能の確保 ※3	2IV①ハ (2IV②イ)	○ ※4	○ ※4	—	—
10	COMに出力された電磁的記録に、訂正削除履歴及び通常の業務処理期間の経過後の入力履歴が含まれていること	2IV②ロ	—	○	—	—
11	輸入の許可の年月日によりCOMの特定が可能な索引簿の備付け	2IV②ハ	—	○	—	— ※6
12	COMごとの記録事項の索引を索引用COMに出力しておくこと	2IV②ニ	—	○	—	—
13	COMによる保存に併せ、関税関係帳簿の保存期間の初日から3年間、次のいずれかの措置を講じておくこと ① a. 電磁的記録の保存場所への電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作説明書の備付け並びに電磁的記録の記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力可能 b. 電磁的記録の記録事項の検索機能の確保 ※3 ② COMの記録事項の検索機能の確保 ※3	2IV②ホ	—	○ ※5	—	—

※1 関税関係帳簿の電磁的記録等による保存に係る過少申告加算税の特例措置の適用を受けようとする場合は、税関長への事前届出が必要。

※2 関税関係帳簿の記載事項の全部を関税関係書類又は輸入の許可書に記載したことにより、関税関係帳簿の記載事項の全部の記載を省略している場合を除く。

※3 検索機能として次の3つの要件を満たすものを確保。

① 貨物の品名及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可年月日を検索条件として設定可能

② 上記①のうち貨物の価格及び輸入の許可年月日について、範囲を指定して検索可能

③ 上記①のうち2以上の任意の項目を組み合わせ検索可能

※4 項番3の要件を満たす場合には、検索機能のうち※3②及び③の機能は不要となる。

※5 検索機能については、項番3の要件を満たす場合には、検索機能のうち※3②及び③は不要となる。

※6 優良帳簿の要件を全て満たしている場合には、項番3の要件は不要となる。なお、輸出に係る帳簿の場合、※3①の「仕出人」は「仕向人」、①及び②の「輸入の許可年月日」は「輸出の許可年月日」となる。

【表2】 関税関係書類の電磁的記録による保存要件

項番	保存要件	関税法 施行規則	書類
1	システム関係書類等(システム概要書類、システム開発に際して作成した書類、システム操作説明書、電子計算機処理及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類)の備付け	10I① (10II)	○
2	① 電磁的記録の保存場所への電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作説明書の備付け ② 電磁的記録の記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力可能	10I② (10II)	○
3	税関職員による電磁的記録の提示・提出の要求に対応可能	10I③ (10II)	○ ※
4	電磁的記録の記録事項に係る検索機能(取引年月日その他の日付を検索項目として設定可能、かつ、その範囲を指定して検索可能)の確保	10II	- ※

※ 項番4の要件を満たしている場合には、項番3の要件は不要となる。

【表3】 関税関係書類の電子計算機出力マイクロフィルム(COM)による保存要件

項番	保存要件	関税法 施行規則	書類
1	システム関係書類等(システム概要書類、システム開発に際して作成した書類、システム操作説明書、電子計算機処理及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類)の備付け	10I① (10の2II)	○
2	税関職員による電磁的記録の提示・提出の要求に対応可能	10I③ (10の2II)	○ ※1
3	COMの作成・保存に関する事務手続に関する書類の備付け	10の2I① イ	○
4	COMの保存義務者(法人の場合は、書類保存事務の責任者)による電磁的記録が真正に出力されCOMが作成された旨を証する記載及びその氏名、COMの作成責任者の氏名並びに作成年月日が記載された書類の備付け	10の2I① ロ	○
5	① COMの保存場所へのマイクロフィルムリーダープリンタ及び操作説明書の備付け ② COMの内容を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力可能	10の2I②	○
6	輸入の許可の年月日によりCOMの特定が可能な索引簿の備付け	2IV②ハ (10の2II)	
7	COMごとの記録事項の索引を索引用COMに出力しておくこと	2IV②ニ (10の2II)	
8	COMによる保存に併せ、関税関係書類の保存期間の初日から3年間、次のいずれかの措置を講じておくこと ① a. 電磁的記録の保存場所への電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作説明書の備付け並びに電磁的記録の記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力可能 b. 電磁的記録の記録事項の検索機能の確保 ※2 ② COMの記録事項の検索機能の確保 ※2	2IV②ホ (10の2II)	- ※1

※1 項番6～8の要件を全て満たしている場合には、項番3の要件は不要となる。

※2 検索機能として次の3つの要件を満たすものを確保。なお、税関職員による電磁的記録の提示・提出の要求に対応可能な場合は、次の要件のうち②及び③は不要。

- ① 取引年月日その他の日付、取引金額、取引先を検索条件として設定可能
- ② 上記①のうち日付又は取引金額について、範囲を指定して検索可能
- ③ 上記①のうち2以上の任意の記録項目を組み合わせで検索可能

【表4】 関税関係書類のスキナ読取りでの電磁的記録による保存要件

項番	保存要件	関税法施行規則	一般書類以外の書類(重要書類)	一般書類※1
1	入力期間の制限	10IV①	スキナ装置による記録事項の入力を次のいずれかの方法により行うこと ① 入力をその作成又は受領後、速やかに行う ② 入力をその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに行う(関税関係書類の作成又は受領から入力までの各事務処理に関する規程を定めている場合に限る)	適時に入力
2	一定水準以上の解像度	10IV②イ(1)	解像度が200dpi相当以上	
3	カラー画像による読取り	10IV②イ(2)	赤色、緑色及び青色がそれぞれ256階調以上(24ビットカラー)	白黒階調(グレースケール)での読取りも可
4	タイムスタンプの付与※2	10IV②ロ	(一財)日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(記録事項が変更されていないことについて保存期間を通じて確認することができ、1月以上の任意の間を指定して一括して検証可能なものに限る。)を、次のいずれかの方法により、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に付すこと ① 入力をその作成又は受領後、速やかに行う ② 入力をその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに行う(関税関係書類の作成又は受領からタイムスタンプを付すまでの各事務処理に関する規程を定めている場合に限る)	左記①又はスキナで読み取る際若しくは②又はスキナで読み取る際に行う
5	読取り情報の保存	10IV②ハ(1)	読取り時の解像度及び階調情報の保存	
6		10IV②ハ(2)	読み取った関税関係書類の大きさ情報の保存(作成又は受領者が読み取る場合、A4サイズ以下の書類については不要)	-
7	電磁的記録に係る訂正削除履歴の確保	10IV②ニ	電磁記録の記録事項が、次のいずれかの要件を満たす電子計算機処理システムであること ① 記録事項の訂正削除履歴を確認可能 ② 記録事項について訂正削除ができない	
8	入力者等情報の確認	10IV③	関税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその入力者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくこと	
9	関税関係帳簿との相互関連性の確保	10IV④	関税関係書類に関連する関税関係帳簿との相互関連性を輸入の許可書の番号その他の記録事項により明らかであるよう整理すること	
10	ディスプレイの備付け等	10IV⑤	① 電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35cm以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びに操作説明書の備付け ② 電磁的記録について、次の状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと イ 整然とした形式 ロ 関税関係書類と同程度に明瞭 ハ 拡大又は縮小して出力可能 ニ 4ポイントの大きさの文字を認識可能	① ディスプレイ及びプリンタはカラーでなくて可
11	検索機能の確保※3	10IV⑥	電磁的記録の記録事項に係る検索機能として次の3つの要件を満たすものを確保 ① 取引年月日その他の日付、取引金額、取引先を検索条件として設定可能 ② 上記①のうち日付又は取引金額について、範囲を指定して検索可能 ③ 上記①のうち2以上の任意の記録項目を組み合わせて検索可能	
12	システム関係書類等の備付け	10I①(10IV⑦)	システム概要書類、システム開発に際して作成した書類、操作説明書、電子計算機処理及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類の備付け	

※1 電磁的記録の保存に併せて、電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(その事務の責任者が定められているものに限る。)の備付けが必要。

※2 項番1の要件①又は②に掲げる方法により当該関税関係書類の記録事項を入力したことを確認することができる場合には、タイムスタンプの付与に代えることができる。

※3 税関職員による電磁的記録の提示・提出の要求に対応可能な場合は、項番11の要件のうち②及び③は不要。

【表5】 電子取引の電子情報に係る電磁的記録の保存要件

項番	保存要件	関税法 施行規則
1	① 電磁的記録の保存場所への電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作説明書の備付け ② 電磁的記録の記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力可能	10I② (10の3)
2	電磁的記録の記録事項に係る検索機能として次の3つの要件を満たすものを確保 ※ ① 取引年月日その他の日付、取引金額、取引先を検索条件として設定可能 ② 上記①のうち日付又は取引金額について、範囲を指定して検索可能 ③ 上記①のうち2以上の任意の記録項目を組み合わせで検索可能	10IV⑥ (10の3)
3	システム概要書類の備付け	10I①イ (10の3)
4	次のいずれかの措置を行った上で、電磁的記録を保存すること	
	① 電磁的記録の記録事項について、タイムスタンプが付された後に授受を行うこと	10の3I①
	② 次のいずれかの方法により電磁的記録の記録事項へのタイムスタンプを付すとともに、電磁的記録を保存する者又はその者を直接監督する者を確認できるようにしておくこと イ タイムスタンプを付すことを取引情報の授受後、速やかに行う。 ロ タイムスタンプを付すことをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行う(取引情報の授受から記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務処理に関する規程を定めている場合に限る)。	10の3I②
	③ 次のいずれかの要件を満たす電子計算機処理システムを使用して取引情報の授受及び電磁的記録の保存を行うこと イ 電磁的記録の記録事項の訂正削除履歴を確認可能 ロ 電磁的記録の記録事項について訂正削除ができないこと	10の3I③
④ 電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正削除の防止に関する規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、電磁的記録の保存に併せてのその規程を備え付けること	10の3I④	

※ 税関職員による電磁的記録の提示・提出の要求に対応可能な場合は、項番2の要件のうち②及び③は不要。